

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 滋賀県知事

審査請求人が平成30年2月27日に提起した 処分庁 滋賀県知事 による滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第10条第1項に基づく公文書一部公開決定についての審査請求（平成30年滋審（ア）第5号、滋賀県情報公開条例に基づく公文書一部公開決定についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

一 主文

本件審査請求に係る処分を変更し、当該処分において非公開とした部分のうち、別表3に掲げる部分を公開する。

二 事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年12月5日、審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、処分庁に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。

2 決定期間の延長

平成29年12月8日、処分庁は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に係る決定期間を延長した。

3 処分庁の決定

平成30年1月11日、処分庁は、本件公開請求に対して、別表2の「公文書の名称・内容」欄記載の文書を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、同表「非公開部分」欄記載の情報を同表「非公開理由」欄記載の理由により非公開とした上で、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成30年2月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

三 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

旧優生保護法（昭和23年法律第156号）に基づいて障害者らが本人の同意なく強制不妊手術を受けさせられていたことが社会問題化するなか、各都道府県が保存期間切れを理由に公文書の大半を廃棄してしまったため、実態の把握や当時の社会認識を知ることは極めて難しくなっている。

こうしたなか、断種の適否を決めた滋賀県優生保護審査会の公文書は、県内で行われた強制不妊手術の実態を知る上で重要な文書であり、県民の共有財産であるといえる。そのため、非公開とする範囲は必要最小限に止めるべきであり、審査会で手術の適否が審査された手術対象者と保護義務者の氏名、住所、生年月日については、プライバシー保護のために非公開とすることは理解できるが、それ以外の項目は県が県民に説明責任を負うべき内容で、当然公開すべきである。

そして、手術対象者と保護義務者の氏名、住所、生年月日以外に、条例の非公開情報に該当するものがある場合においても、障害者差別という誤った過去と向き合い、二度と繰り返さないために、優生保護審査会の一次資料の検証には公益性があることから、それらの情報についても条例第8条に基づき公開すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分について

本件処分は、妥当である。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、旧優生保護法に基づく優生手術の適否に関して滋賀県優生保護審査会に提出された書類やその関連文書であり、具体的には優生手術の申請書、健康診断書、承諾書、概要の調査に関する書類、関連する起案文書等である。

(3) 非公開理由について

ア 滋賀県優生保護審査会委員に係る部分

同審査会の審査委員の氏名については、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する情報であり非公開とした。

一方で、条例第6条第1号ただし書アにおいて、「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」については公開することとされ

ており、滋賀県職員の氏名は、慣行として公にされている情報であることから公開としたが、審査委員であっても相当期間以前の元職については、これに該当しないと判断し、非公開とした。

また、職名については、同条同号ただし書ウにおいて、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」については、公開することとされており、「滋賀県厚生部長」および「大津地方検察庁次席検事」はこれに該当すると判断したが、その他はこれに該当しないと判断し、団体名等を公開すれば個人が特定できる情報も含まれていることから非公開とした。

イ 手術対象者に係る部分

手術対象者に係る部分について条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当するものは非公開としており、また、本件対象公文書には病状などの優生手術が必要かどうかという情報、いわば病院のカルテのようなものが含まれていることから、それらの情報については、同条同号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報であるとして非公開とした。

ウ 医師に係る部分

医師の氏名については、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当するとともに、手術対象者にとっても「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報であるとして非公開とした。

四 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人、法人等の正当な権利や利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関（本件の処分庁をいう。以下同じ。）は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

2 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、「優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書」ということであるが、具体的には、滋賀県優生保護審査会の委員名簿や、同審査会において示されたと思われる手術対象者やその親族等を対象とする調査書、手術対象者の健康診断書や遺伝調査書、優生手術申請書、優生手術適否決定書などである。

そして、これらの文書には、審査会委員の職氏名や手術対象者とその親族の氏名、住所、続柄、職業、生活状況、また、手術対象者の病歴や病状、申請医師や手術を行うこととされた指定医師に関する情報などが記載されていることが認められる。

実施機関は、これらの情報について条例第6条第1号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として非公開部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 関連規定について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

イ 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

ウ 条例第8条について

条例第8条は、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開できるとするものである。

これは、実施機関の高度な行政的判断により、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性とを比較衡量し、後者がなお優越すると認める場合には、当該公文書を公開することができるとするものであるが、その公益性の判断に当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質および内容を十分考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならないとされており、とりわけ、個人に関する情報については慎重な配慮が求められている。

(2) 本件における非公開部分の条例第6条第1号の適用について

ア 条例第6条第1号前段に係る部分

同条同号前段で規定する「他の情報」とは、原則として、公知の情報、図書館等公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報等であると解される。

しかしながら、個人のプライバシーに密接に関わる事案の場合など、一般人を基準に判断しては、個人の権利利益が十分保護されないことがあり、こうした場合については、当該個人情報等の性質や内容等に応じて、当該個人の関係者であれば入手可能であると考えられる情報についても「他の情報」に含めるものと解するのが相当である。

本件対象公文書は、2で述べたとおり、特定の者が手術対象者となったという事実止まらず、手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状にまで及ぶような極めてプライバシー性の高い情報が多数記載されている。こうした情報の内容を考慮すれば、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、これらの者を識別することができるという場合においても、手術対象者やその親族の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであると言える。

イ 条例第6条第1号後段に係る部分

同条同号後段の適用については、当該規定は「個人が特定できない情報であっても、公開することで個人の正当な利益を害するおそれがある情報」を非公開とするものであり、一般的には、例えばカルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報はこの類型の情報に該当するとされている。ところで、この「正当な利益」とは、本件についてみれば、プライバシーとして法的に保護される利益であると解されるところ、プライバシーは、県民の知る権利や社会の関心等の公益と対抗関係にあるものであって、その内容は対抗する公益との比較衡量において法的に保護される範囲が決められるべきものであると解するのが相当である。このことを前提とすれば、現在、旧優生保護法に基づく人権侵害の疑いに関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれている、あるいは「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」が制定されたという状況のもとでは、プライバシーとして法的な保護に値する範囲は一般的な場合と比べて相当程度に縮小することとなるというべく、カルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報であるというだけの理由で、個人の権利利益を害するおそれがあるということとはできないと判断した。

(3) 非公開情報該当性について

ア 滋賀県優生保護審査会委員に関する情報

当審議会が本件対象公文書を見分したところ、滋賀県優生保護審査会の委員の氏名、職名、住所、電話番号および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

実施機関は、三ー二ー(3)アのとおり、氏名および職名について、条例第6条第1号ただし書アまたはウの規定に基づき公開される一部の委員を除き非公開としている。しかしながら、国が中央優生保護審査会委員名簿について、その住所を除き、氏名および職名を公表しているように、現在においては、行政機関に設置される附属機関の委員の氏名および職名は慣行として公にされている情報であると考えられることから、当該部分については、条例第6条第1号ただし書アに該当するものであると認められ、公開とすることが妥当である。

一方で、住所、電話番号および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。ただし、住所および電話番号については、その一部において、明らかに審査会委員の所属する組織のものであると認められるものがあり、その部分については同条同号に該当するものとは認められず、公開とすることが妥当である。

イ 手術対象者およびその親族に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、手術対象者およびその親族について、氏名、本籍地、住所、居所、印影、年齢、続柄、生年月日、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等といった情報が非公開とされていることが認められる。

実施機関は、三ー二ー(3)イのとおり、条例第6条第1号前段または同号後段の規定に基づき、これらの情報を非公開としている。そのうち、氏名、本籍地、住所、居所および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。

一方で、年齢および続柄については、特定の個人を識別することはできないと考えられるため、条例第6条第1号前段に該当するものとは言えず、また、同号後段に該当するような情報でもないことから公開とすることが妥当である。

次に、生年月日については、(2)アで述べたとおり、近隣住民等の特定の者であれば知り得る情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能となり得ることから、生年月日の情報のうち特定の個人を識別することができない「生年」の部分に限り公開することが妥当である。

そして、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等といったその余の情報については、(2)アで述べたとおり、条例第6条第1号前段該当性を検討したところ、特定の個人を識別することができない部分が存在し、当該部分について、(2)イで述べたとおり、条例第6条第1号後段該当性を検討したところ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められなかった。したがって、別表1のとおり公開することが妥当である。

ウ 申請医師に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、旧優生保護法第4条または第12条に基づき、滋賀

県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した医師（以下「申請医師」という。）について、氏名、住所および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

現在、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1項では、診療に従事する医師の氏名は当該病院または診療所内に見やすいように掲示しなければならないが、申請医師の氏名という個人情報、同項が掲示を義務付けている単なる特定の医師の氏名という個人情報だけではなく、特定の医師が「優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した」という個人情報を含んでいる。申請医師による申請は後述の指定医師による優生手術の端緒となるものではあるけれども、公権力の行使に類比すべき優生手術そのものではない。したがって、条例第6条第1号ただし書アの情報には該当せず、条例第6条第1号前段に該当するものと認められるので、非公開とすることが妥当である。

エ 指定医師に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、旧優生保護法第5条第2項に基づき、滋賀県優生保護審査会が優生手術を行うべき者として指定する医師（以下「指定医師」という。）についての氏名の情報を非公開としていることが認められる。

ウと同様に、指定医師の氏名についても、通常の医師の氏名の公開および非公開の検討とは別の検討を要する。ここで、旧優生保護法第10条によれば、「優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が優生手術を行う。」とされており、滋賀県優生保護審査会に指定された指定医師には、この規定に基づき、生殖を不能にする手術を行う権限が付与されることとなる。この権限は、人の身体への医的侵襲を正当化するものであり、しかも正当化される医的侵襲の内容は、生殖を不能にするという身体への不可逆的な重大な侵襲であって、その権利侵害の程度は、公務員が行う一般的な公権力の行使と比較しても甚だしいものがあるといわざるをえない。

ところで、公務員の氏名は一般に慣行として公にされている情報であり、本県についても同様であることから、条例第6条第1号ただし書アにより公開することが妥当であるが、とりわけ公務員が公権力の行使として事実上の行為により実力行使を行う場合については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条や警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第6条が当該公務員に証票の携帯、呈示を義務付けるように、実力行使を行う公務員の氏名を公にすることが、日本国憲法第31条に規定される適正手続の保障の趣旨からも要請されるものと考えられる。そうすると、行政代執行法第4条や警察官職務執行法第6条の場合以上に権利侵害の程度が甚だしいともいえる旧優生保護法第5条第2項の指定行為を行う指定医師については、公権力の行使を行う公務員と同じく、その氏名が公開されることも是認され得ると考えられる。それゆえ指定医師の氏名については、慣行として公にされている情報であると解し、条例第6条第1号ただし書アにより公開することが妥当である。

オ 申請医師および指定医師が所属する医療機関に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、ウおよびエで述べた申請医師および指定医師の所属していた医療機関について、名称、所在地、代表者氏名および印影といった情報が非公開と

されていることが認められる。

これらの情報について、実施機関は手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1号前段または同号後段に該当すると主張しているところ、その点についての判断はイにおいて行ったとおりである。しかしながら、これら医療機関に関する情報については、条例第6条第2号アの該当性についても検討を行う必要があることから、以下、この点について検討を行う。

これらの情報は、申請医師および指定医師が所属していた医療機関であることを示す情報であるが、旧優生保護法に基づく優生手術については、現在の価値判断からすると、人権侵害行為であったという評価もなされており、当該医療機関の社会的評価への影響が全くないとはいえない。しかしながら、条例第6条第2号アの正当な利益の判断に当たっては、県民の知る権利や社会の関心等の公益との比較衡量において法的保護に値する利益であるかを判断すべきである。そうすると、現在、旧優生保護法に関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれているという状況にあること、優生手術が行われた当時は当該手術は法律に基づき行われていたことからしても、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。したがって、公開とすることが妥当である。

ただし、印影については当該医療機関の内部管理に関する情報であり、公にすることで当該医療機関の適切な事業運営が損なわれると考えられるため、その点において条例第6条第2号アに該当するものと認められ、非公開とすることが妥当である。

なお、代表者氏名については、通常、法人登記の登記事項となり、公にされている情報であるから、条例第6条第1号ただし書アに該当するものと認められ、公開とすることが妥当である。

(4) 条例第8条について

三ー1ー(2)のとおり、審査請求人は手術対象者と保護義務者の氏名、住所および生年月日以外に、条例の非公開情報に該当するものがある場合においても、それらの情報について同条に基づき公開すべきであるとしている。

同条の規定は、条例第6条各号（第6条第4号に該当する情報を除く。）の非公開情報に該当する情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは当該情報を公開できるとするものである。当審議会では条例第6条各号の非公開情報該当性の有無を検討するにあたり、非公開部分が個人の権利利益の保護のため必要な最小限度のものとなるよう、本件処分において非公開とされた個々の情報について公開すべき公益上の必要性和非公開とすべき個人の権利利益の保護の必要性を比較衡量した上で、(1)から(3)までのとおり判断したところである。そうすると、本件情報公開請求に公益性があるとの審査請求人の主張は首肯し得る面があるものの、先に公益上の必要性をも考慮した上で条例第6条各号の非公開情報に該当するとした個々の情報につき、条例第8条に基づきなお公開とすべき公益上特別の必要があるかを検討したところ、そのような特別の必要は見当たらなかった。それゆえ条例第6条各号の非公開情報に該当せず公開が妥当とした情報に加えて、さらに条例第8条に基づき公開すべきと考えられる情報はないといえる。

4 審議会の答申の結論

実施機関は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。

五 理由（審議会の答申書と異なることとなった理由）

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、答申（四－1）のとおりである。加えて、条例第3条第1項後段には、「通常他人に知られたい個人に関する情報については、みだりに公開することのないように最大限の配慮」をすべき旨が規定されている。

2 関連規定について

条例第6条第1号、同条第2号アおよび第8条の規定の趣旨および解釈は、答申（四－3－(1)）のとおりである。

3 本件における非公開部分の条例第6条第1号の適用について

(1) 条例第6条第1号前段に係る部分

本件における非公開部分の条例第6条第1号前段の適用については、答申（四－3－(2)ア）のとおりである。

(2) 条例第6条第1号後段に係る部分

本件における非公開部分の条例第6条第1号後段の適用について、答申は「プライバシーは、県民の知る権利や社会の関心等の公益と対抗関係にあるものであって、その内容は対抗する公益との比較衡量において法的に保護される範囲が決められるべきものであると解するのが相当である」とし、「現在、旧優生保護法に基づく人権侵害の疑いに関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれている、あるいは「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」が制定されたという状況のもとでは、プライバシーとして法的な保護に値する範囲は一般的な場合と比べて相当程度に縮小することとなるというべく、カルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報であるというだけの理由で、個人の権利利益を害するおそれがあるということとはできない」としている。

確かに、旧優生保護法に関することへの社会的関心は大きく、事実解明が待たれていると考えられるが、本件対象公文書に記載されている手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状は、答申（四－3－(2)ア）でも極めてプライバシー性の高い情報であるとされているとおり、通常最も他人に知られたい個人に関する情報の一つであって、みだりに公開することのないように最大限の配慮を必要とする情報である。本件対象公文書に記載されている優生手術の対象となった者の病状等の情報は、個人の心身の状況等に関する情報の中でも、特に本人およびその親族が偏見や差別による人権侵害を受けるおそれがある情報であり、一般的にカルテに記載されている病名等の情報に比べ、より一層の法的保護の必要性があるものと認められる。

また、本件処分後のことではあるが、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「一時金支給法」という。）の前文に

において、優生手術等を受けた方々の名誉と尊厳を重んずることがうたわれ、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて」（平成31年4月24日付け子母発0424第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）においても、一時金の請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮を行うこととされている。また、一時金支給法の立法過程における議論においては、個々人のおかれている様々な状況も想定し、一律に当該者に一時金の支給対象となり得る旨を個別に通知することは慎重に考えるべきことが指摘されるなど、優生手術等を受けた者本人に対しても、その事実に関する情報の取扱いについては慎重さが求められているところである。

したがって、答申において社会の関心や事実解明が待たれていることと対抗関係になるとされる本件対象公文書に記載された個人に関する情報のプライバシー性（法的保護の必要性）は、極めて高いと考えられ、本件におけるプライバシーとして法的な保護に値する範囲については、一般的な場合に比べてプライバシーとしての高度の保護の必要性があるといえることから、答申の指摘するように、一般的な場合と比べてその保護される範囲が相当程度縮小すると解することはできない。

なお、一時金支給法第21条において「国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等（第2条第2項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。）に関する調査その他の措置を講ずるものとする。」と規定されているところであり、個人情報公開するのではなく、個人情報を保護しつつ、この問題に対応していく立場にある国の調査や、県の調査により、社会の関心や事実解明の公益は充足されるものと考えられる。

4 非公開情報該当性について（(1)から(5)までの情報の分類は答申によるもの）

(1) 滋賀県優生保護審査会委員に関する情報

滋賀県優生保護審査会委員の氏名および職名は、従来からの慣習として公にしている情報ではないが、これらと同種の情報である国の中央優生保護審査会委員の氏名および職名が公にされていることから、条例第6条第1号ただし書アに規定する「慣行として公にされている情報」に該当すると解し、答申のとおり、公開することとする。

一方で、委員の住所、電話番号および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するから、答申のとおり、非公開とする。ただし、委員の住所および電話番号について、その一部は明らかに審査会委員の所属する組織のものであると認められるものがあり、その部分については条例第6条第1号に該当するものとは認められないから、答申のとおり、公開することとする。

(2) 手術対象者およびその親族に関する情報

手術対象者およびその親族の氏名、本籍地、住所、居所および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するから、

答申のとおり、非公開とする。

一方で、その年齢および続柄について、答申は「特定の個人を識別することはできないと考えられるため、条例第6条第1号前段に該当するものとは言えず、また、同号後段に該当するような情報でもないことから公開とすることが妥当である」という。

しかし、本件においては、3-(1)で「答申(四-3-(2)ア)のとおり」と述べたとおり、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、手術対象者等を識別することができるという場合は、年齢および続柄についても条例第6条第1号前段に該当するものと解する。

本件対象公文書には、手術対象者の家族の年齢および続柄がまとまって記載されている部分があり、当該部分を公開すれば、家族構成とその年齢が明らかとなる。そして、特定の疾患を有する者の家族という前提情報があることから、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者には、これらの情報から手術対象者等を識別することができると考えられる。また、答申は生年月日のうち生年の部分に限り公開することが妥当としているが、生年を公開することは年齢を公開することに等しい。

したがって、答申において公開すべきと判断された別表1の番号3、5、10、15、20、25の一部、26、28、29、31、32、43、45、48、50、51、64、66、68、71、72、76、77、88、90、94、100、101、125、128、132、138、139、142、146、147、148、153、154、171、175、181、187、188、199、202、205、207、208、209、214、215、225、229、233、250、257、260、263、265、266および278については、条例第6条第1号前段に該当するものであると考えられ、答申とは異なり、非公開とする。

そして、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等といったその余の情報については、条例第6条第1号前段該当性は3-(1)の考え方(答申のとおり)の結論となる考え方により、同号後段該当性は3-(2)の考え方(答申と異なる)の結論となる考え方により、改めて判断し、答申において公開すべきと判断された別表1の番号7、8の一部、9、12、13の一部、14、17、18の一部、19、22、23の一部、24、25の一部、33、35、37、40の一部、42、46、47、52、54、55、57、59、61の一部、63、73、78、80、82、84、86の一部、87、91、92、102、105、107、109、111の一部、112、133、135、136の一部、137、141、143、144、149、150、155、158、160、162の一部、164、172の一部、176の一部、178、179の一部、180、184、185の一部、186、189、190、192、194、196の一部、198、201、203、210、216、217、219、221の一部、222の一部、224、228、230、231、251、252、254、255、259、261、267、268、269、270、271、272および273については、発病後の経過、病状、遺伝関係等といった法的な保護の中核にあると言える個人に関する情報である。これらの情報については、個人に関する情報のうち、最も他人に知られたくない種類のものであり、手術対象者およびその家族にとっては、同意なく公開されることを望まず、また、そうなることはないと期待すると思われる情報であることから、少なくとも一般的な場合に比べて法的な保護に値する範囲が縮小する、または保護の必要性が低くなることはないと考えられる。この点、例えば医師は、患者に関する情報について、法律上の守秘義務が課され、正当な理由なく秘密を漏らした場合には刑事罰が科されることからもうかがわれるものである。

また、詳細な記述がされている箇所については、部分的に非公開にしたとしても、なお手術対象者やその家族を特定することが可能な情報があると認められる。これらのことから、発病後の経過、病状、遺伝関係といったその余の情報については答申とは異なり、非公開とする。

(3) 申請医師に関する情報

申請医師の氏名、住所および印影といった情報については、条例第6条第1号ただし書アに該当せず、同号前段に該当するものであるから、答申のとおり、非公開とする。

(4) 指定医師に関する情報

指定医師の氏名について、答申は「公務員の氏名は一般に慣行として公にされている情報であり、本県についても同様であることから、条例第6条第1号ただし書アによる公開することが妥当であるが、とりわけ公務員が公権力の行使として事実上の行為により実力行使を行う場合については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条や警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第6条が当該公務員に証票の携帯、呈示を義務付けるように、実力行使を行う公務員の氏名を公にすることが、日本国憲法第31条に規定される適正手続の保障の趣旨からも要請されるものと考えられる」としている。

しかし、行政代執行法第4条や警察官職務執行法第6条が当該公務員に証票の携帯、呈示を義務付けるのは、実力行使の相手方に対してその権限の正当性等を示すためのものと考えられ、氏名を広く一般に公にすることが目的ではないと考えられる。また、本県において、警部補およびその相当職以下の警察官について、逮捕等の実力行使を行う公務員であっても、名簿等によりその氏名を慣行として公にすることはしていない。

また、答申では、指定医師の行為の権利侵害の程度の甚だしさから、公権力の行使を行う公務員と同じく、その氏名が公開されることも是認され得るとし、それゆえ指定医師の氏名は慣行として公にされている情報であると解し、公開することが妥当であると判断されている。

しかし、指定医師は公務員ではなく、その氏名が慣行として公にされている情報とは言えず、公務員（例えば警察官）であっても、その実力行使の程度の強さによって氏名の公開性が高まる性質のものではない。また、指定医師について権利侵害の程度の甚だしさから氏名が公開されることも是認され得るとすることは、現在から見るとそのような評価があることは否定できないものの、指定医師は、当時は法律に基づき優生手術を行ったものであることも踏まえると、採ることはできない。

したがって、指定医師の氏名については、慣行として公にされている情報であると解することはできず、答申とは異なり、非公開とする。

(5) 申請医師および指定医師が所属する医療機関に関する情報

申請医師および指定医師の所属していた医療機関の名称、所在地、代表者氏名および印影といった情報について、答申は、条例第6条第1号該当性の判断は四－3－(3)イにおいて行ったとおりであるとした上で、条例第6条第2号ア該当性の判断も行い、これらの情報のうち印影は条例第6条第2号ア該当性が認められるとし、その余の情報は条例第6条第2号ア該当性が認められないとしている。

そこで、申請医師および指定医師の所属していた医療機関に関する情報の非公開情報該当性に

ついて改めて検討する。

申請医師および指定医師の氏名については、(3)および(4)のとおり条例第6条第1号に該当するものと認めるところであり、これらの医師が所属する医療機関の名称、所在地、代表者氏名および印影といった情報は、文書の作成時期、申請医師および指定医師となる者の診療科目が限定されることなどの他の情報から、申請医師および指定医師の個人を識別することができる情報であって、条例第6条第1号に該当すると認められる。

また、指定医師の所属していた医療機関に関する情報については、3-(1)および(2)の考え方から、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、手術対象者を識別することができる情報であると認められるとともに、特定の者以外の者との関係においては、手術対象者の法的な保護の中核にある情報の一部であると認められる。

以上のことから、申請医師および指定医師の所属していた医療機関に関する情報は、条例第6条第1号に該当すると認められるから、答申とは異なり、非公開とする。

さらに、印影については、答申のとおり、当該医療機関の内部管理に関する情報であり、公にすることで当該医療機関の適切な事業運営が損なわれると考えられるため、条例第6条第2号アに該当するものと認められる。

また、印影以外の医療機関に関する情報について、答申は「旧優生保護法に基づく優生手術については、現在の価値判断からすると、人権侵害行為であったという評価もなされており、当該医療機関の社会的評価への影響が全くないとは言いきれない。しかしながら、条例第6条第2号アの正当な利益の判断に当たっては、県民の知る権利や社会の関心等の公益との比較衡量において法的保護に値する利益であるかを判断すべきである。そうすると、現在、旧優生保護法に関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれているという状況にあること、優生手術が行われた当時は当該手術は法律に基づき行われていたことからしても、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。」という。

しかし、旧優生保護法に基づく優生手術は、当該手術が行われた当時は法律に基づき行われていたものであるが、答申が指摘するとおり、人権侵害行為であったという評価もなされている。従って、印影以外の医療機関に関する情報を公開した場合には、「人権侵害行為をした医療機関」と受け取られ、当該医療機関の社会的評価や、業務上の信用等が低下し、または無用の対応に迫られて当該医療機関の事業運営が損なわれたりする蓋然性が認められる。

以上のことから、医療機関に関する情報については、条例第6条第2号アにも該当するものと認められ、この点からも非公開とすることが妥当であると考えられる。

5 条例第8条について

条例第8条は、公開請求に係る公文書に、条例第6条各号（第4号を除く。）に規定する非公開情報に該当する情報が記録されている場合であっても、処分庁の高度な行政的判断により、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性とを比較衡量し、後者がなお優越すると認める場合には、当該公文書を公開することができることとするものであり、

本条の適用に関しては、公益上の必要性の認定についての処分庁の裁量を認めたものである。

処分庁が公開することの公益性を判断するに当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質および内容を十分考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならず、とりわけ、個人に関する情報については慎重な配慮が求められる。

3－(2)で触れたとおり、本件対象公文書は、特定の者が手術対象者となったという事実止まらず、手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状にまで及ぶような極めてプライバシー性の高い情報が多数記載されており、これらの法的な保護の中核にあると言える個人に関する情報について、なお公にすることの公益上の必要性が優越する事情があるとは認められない。

また、都道府県において、仮に優生手術等を受けた者を把握している場合においても、個々人の置かれている状況は様々であり、例えば、家族には一切伝えていない場合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されることから、一律に当該者に一時金支給法による一時金の支給対象になり得る旨を個別に通知することは、慎重に考えるべきという立法過程の議論より、一時金支給法には本人に通知するための根拠となる規定が設けられていない。このことから、条例第8条の適用は適当ではない。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求の一部については理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定のとおり、主文のとおり裁決する。

令和2年2月12日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

これは、謄本である。

謄本作成年月日 令和2年2月12日

謄本作成審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

別表1 別添のとおり

別表2

公開請求の内容	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
<p>優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書 （申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。</p>	<p>優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書</p>	<p>該当者の本籍地、住所、現住所、氏名、生年月日、発病後の経過、遺伝関係（家系図）家族構成 申請者（医師）の住所、氏名、印影 同意者の住所、氏名、続柄、印影 審査委員の氏名、職名、印影</p>	<p>1号</p>

注1 「非公開理由」欄：1号 = 条例第6条第1号該当

別表3

別添のとおり

別表1

注 頁は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁を示す。

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
1	4	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員」欄	審査委員氏名
2			「職名」欄	職名
3	7	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄	対象者の年齢
4			「承諾者欄」	続柄
5	8	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
6			「申請医師」欄	全部
7			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から1～3字目以外の部分
8			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	文章の部分、家系図の線の部分
9			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部
10	9	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
11			「申請医師」欄	全部
12			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	4行目の左から1～6字目および13～15字目以外の部分
13			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の1行目の左から6～8字目以外の部分 ・家系図の線の部分
14			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部
15	10	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
16			「申請医師」欄	全部
17			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	全部
18			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の3行目の左から9および10字目以外の部分 ・家系図の線の部分
19			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	全部
20	11	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
21			「申請医師」欄	全部
22			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～13字目以外の部分
23			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	文章の部分、家系図の線の部分
24			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～4字目以外の部分
25			「摘要」欄	1行目の左から5～9字目、2行目の左から1～4字目および10～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および10～12字目以外の部分

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
26	12	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
27			「備考」欄	全部
28	13	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢および性別」欄	年齢
29		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄	年齢
30	14	承諾書	「保護義務者」記載部分	本人との続柄
31	15	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
32			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年齢」欄	年齢
33			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	上から一人目の情報のうち、1行目の部分以外の部分
34			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
35			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から12～17字目以外の部分
36			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
37			「発病後の経過」欄	1行目の左から21～23字目以外の部分
38			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
39			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
40			「遺伝関係」欄	文章の部分および家系図の線の部分
41			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	続柄
42			「申請に至った動機」欄	全部
43			16	優生手術申請書
44	「備考」欄	全部		
45	17	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢および性別」欄	年齢
46			「発病後の経過」欄	2列目の上から28～34字目以外の部分
47			「現在の症状」欄	全部
48	17	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄の「年齢」欄	年齢
49	18	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
50	19	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
51			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
52			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	左側の上から一人目および三人目ならびに右側の上から四人目の職業 以外の部分
53			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
54			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	2行目の左から1、2字目以外の部分
55			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から3～8字目および18～23字目ならびに3行目の左から17～21字目以外の部分
56			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
57			「発病後の経過」欄	2行目の左から10～14字目および19～21字目以外の部分
58			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
59			「現在の症状」欄	1行目の左から3および4字目以外の部分
60			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
61			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、4行目の左から6～8字目以外の部分 ・家系図の線の部分
62			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
63			「申請に至った動機」欄	全部
64	20	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
65			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
66	21	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
67			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
68		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
69			「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	続柄
70			「優生手術を受くべき者」欄のうち「病名」欄	病名
71			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	全部
72			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	続柄
73			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「病名」欄	病名
74	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		
75	22	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
76	23	優生手術該当者調査書調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
77			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
78			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	全部
79			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
80			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から20～22字目および39～43字目以外の部分
81			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
82			「発病後の経過」欄	1行目の左から30および31字目、3行目の左から25～29字目ならびに4行目の左から4～6字目以外の部分
83			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
84			「現在の症状」欄	2行目の左から19および20字目以外の部分
85			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
86			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち3行目の左から8、9字目および18～20字目、4行目の左から3～5字目ならびに6行目の左から3、4字目以外の部分 ・家系図の線の部分 ・聴取した相手方の氏名および住所以外の部分
87			「申請に至った動機」欄	全部
88			24	優生手術申請書
89	「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部		
90	25	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分
91			「発病後の経過」欄	全部
92			「現在の症状」欄	全部
93			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
94		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
95			「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	続柄
96			「優生手術を受くべき者」欄のうち「備考」欄	全部
97			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	全部
98	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		
99	26	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
100	27	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
101			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
102			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	上から二人目の全部および三人目の1行目以外の部分
103			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
104			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	全部
105			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から14～29字目および33～35字目以外の部分
106			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
107			「発病後の経過」欄	1行目の左から31～34字目および2行目の左から1～4字目以外の部分
108			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
109			「現在の症状」欄	1行目の左から6～9字目以外の部分
110			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
111			「遺伝関係」欄	徴取した相手方の氏名および住所以外の部分
112			「申請に至った動機」欄	全部
113	28		家系図	家系図の線の部分
114	31	優生手術の実施について（昭和44年3月5日）	昭和43年度優生保護審査会結果	全部
115	41		案の6のうち「指定医師」欄	全部
116			案の6のうち「実施病院」欄	全部
117	42	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
118	43	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
119	53	優生手術の審査について（昭和46年2月10日）		2行目の左から17～23字目および3行目の左から1～5字目ならびに9行目の非公開とした部分
120	55		「1申請者」の部分	病院名
121	56	優生手術適否決定書		2行目の左から15および16字目、病院名、手術実施医師氏名ならびに審査委員氏名
122	58	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員氏名」欄	審査委員氏名
123			「職名」欄	職名
124			「住所」欄	名簿の項目名の行を除いて、5行目
125	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年令」欄	年齢
126			「同意者」欄のうち「続柄」欄	続柄
127			「申請医師」欄	病院名
128			「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
129			「保護（扶養）義務者」のうち「続柄」欄	続柄
130			「申請医師」欄	病院名
131			「予定指定手術実施医師」	全部

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
132	60	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
133			「申請事由」欄	1行目の全部および2行目の左から1～11字目以外の部分
134			「申請医師」欄	病院名
135			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	1行目の左から8～10字目以外の部分
136			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分の7行目の左から16字目、8行目の左から1および2字目、ならびに9行目左から10～20字目以外の部分 ・家系図の線の部分
137			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～19字目以外の部分
138	61	優生手術について（申請）（昭和46年2月9日）	「2生年月日」の部分	生年月日のうち「生年」の部分
139	62	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
140			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	右から1列目 全部、2列目の上から1～12字目
141			「付記」欄	全部
142	63	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢および性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分
143			「発病後の経過」欄	全部
144			「現在の症状」	全部
145			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
146		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年齢」欄	年齢
147			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年齢」欄	全部
148			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	続柄
149	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「病名」欄		病名	
150	「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄		上から1～5字目以外の部分	
151	調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分		
152	64	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
153	65	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
154			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
155			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	全部
156			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
157			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
158			「発病後の経過」欄	1行目の左から4～6字目以外の部分
159			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
160			「現在の症状」欄	1行目の左から1～19字目以外の部分
161			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
162			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、7行目の左から9～11字目および8行目の左から10～16字目以外の部分 ・家系図の線の部分
163	「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部		
164	「申請に至った動機」欄	2行目および3行目		
165	69	優生手術の実施について（昭和46年2月20日）	「案の2」	指定医師氏名
166	70		「案の3」	病院名、指定医師氏名
167	72		「案の4」	病院名、指定医師氏名
168	73		「案の5」	病院名
169	74		「案の6」	指定医師氏名、手術実施病院名
170	76	優生手術の施術について（昭和46年6月28日）		全部
171	77			生年月日のうち「生年」の部分
172	80	優生手術中止届		3行目の3～6字目ならびに医師氏名および印影以外の部分
173	82	優生手術の審査について（昭和47年2月17日）		上から3行目の左から10～15字目以外の部分
174	83		「案」	9行目の左から8～14字目
175	84	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
176			「申請事由」欄	1行目の左から6および7字目ならびに23および24字目以外の部分
177			「申請医師」欄	左から1～9字目
178			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「発病後の経過」欄	1行目の左から7および8字目、2行目の左から24および25字目、5行目の左から14～22字目および25～29字目、6行目の左から1～4字目ならびに7行目の左から10～18字目以外の部分
179			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	・家系図の線の部分 ・文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目および7～15字目、2行目の左から1字目、3行目の左から7～10字目、6行目の左から9および10字目ならびに15および16字目ならびに7行目の左から5～7字目以外の部分
180			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「現在の症状」欄	左から1行目の1～9字目以外の部分

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
181	85	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢
182			「申請医師」欄	左から1～7字目、9、10字目
183			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「診断医師」欄	左から1～7字目、9、10字目
184			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「発病後の経過」欄	2行目の左から19～29字目、3行目の左から1および2字目ならびに26～32字目、4行目の左から1～19字目ならびに5行目の左から14～28字目以外の部分
185			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	・文章の部分 ・家系図の線の部分
186			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「現在の症状」欄	全部
187	87	優生手術該当者調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢
188			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
189			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	左側の上から4人目の1行目以外の部分
190			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から3～6字目および35～41字目、2行目の左から1字目、6～10字目、18～25字目ならびに43および44字目ならびに3行目の左から19および20字目ならびに22～26字目以外の部分
191			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
192			「発病後の経過」欄	1行目の左から6および7字目ならびに2行目の左から6および7字目以外の部分
193			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
194			「現在の症状」欄	1行目の左から1～14字目および2行目の左から21～29字目以外の部分
195			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
196			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、1行目の左から3～5字目ならびに3行目の左から7～9字目および12～15字目以外の部分 ・家系図の線の部分
197			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
198			「申請に至った動機」	1行目の左から24および25字目以外の部分
199	88	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
200			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
201			「付記」欄	全部

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分	
202	89	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢	
203			「発病後の経過」欄	右から2列目 30～35字目以外の部分	
204			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分	
205		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢	
206			「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	右から2列目 全部	
207			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「氏名」欄	右から1列目 上から3～9字目	
208			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「年令」欄	年齢	
209			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「続柄」欄	右から2列目 全部	
210			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	右から2列目 上から1、2字目および5～8字目以外の部分	
211			調査書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分	
212			90	承諾書	「本人との続柄」記載部分
213	91	優生手術の申請について（進達）（昭和47年1月12日）		10行目の左から9～15字目	
214	92	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分、年齢	
215			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢	
216			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	上から一人目の1行目、2行目の左から1字目ならびに二人目の左から1および2字目以外の部分	
217			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から28および29字目ならびに46および47字目ならびに2行目の左から2～6字目以外の部分	
218			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部	
219			「発病後の経過」欄	2行目の左から4～17字目および41～51字目、3行目の左から1～15字目および38～50字目ならびに4行目の左から1および2字目以外の部分	
220			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部	
221			93	「現在の症状」欄	徴取した相手方の氏名および住所以外の部分
222				「遺伝関係」	・文章の部分 ・家系図の線の部分
223				遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	続柄
224	「申請に至った動機」	全部			
225	94	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分	
226			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部	
227			「申請者（医師）」欄のうち「氏名」欄	上から3および4字目	
228			「付記」欄	全部	

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
229	95	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
230			「発病後の経過」欄	右から2行目の上から18～23字目以外の部分
231			「現在の症状」欄	全部
232		診断書の署名部分	・病院所在地 ・「医師氏名」から3および4字目	
233		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
234			調査書の署名部分	・病院所在地 ・「医師氏名」から3および4字目
235	96	承諾書	「本人との続柄」記載部分	続柄
236	97	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
237	98	優生手術適否決定書		審査委員氏名
238	101	優生手術の実施について（昭和47年3月14日）	「案1」	4行目の左から1～7字目
239	102		「案2」	7行目の左から1～4字目および14行目の右から1～4字目以外の部分
240	103		「案3」	7行目の左から1～4字目以外の部分
241	105		「案4」	4行目の左から1～4字目および7行目の左から10～13字目以外の部分
242	106		「案5」	4行目の左から1～4字目以外の部分
243	107		「案6」	15行目の右から4～7字目
244	108		「案6」	指定医師氏名、実施医療機関名
245	109		「案7」	7行目の左から1～9字目
246	110		「案8」	7行目の左から1～9字目および13行目左から1～6字目
247	112		優生手術の審査について	
248	114	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員」欄	全部
249			「職名」欄	・職名 ・名簿の項目名の行を除いて、4行目、7行目の職名以外の記述部分
250	115	優生手術審査対象者	「対象者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
251			「申請理由」の部分	4行目の左から1～5字目以外の部分
252			「調査概要」の部分のうち「職業」の部分	全部
253			「調査概要」の部分のうち「家族構成」の部分	家系図の線の部分
254			116	本人の生育歴および生活歴
255	117	県立精神薄弱者更生相談所による知能検査	全部	
256	118	優生手術適否決定書		本文1行目の左から17および18字目ならびに審査委員氏名
257	119	優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
258			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
259			「附記」欄	右から2行目の上から1～4字目以外の部分
260	120	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令及び性別」欄	年齢
261			「発病後の経過」欄	右から3行目の上から6および7字目以外の部分
262			診断書の署名部分	医師氏名および印影以外の部分
263	121	同意書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・生年月日及び性別」欄	生年月日のうち「生年」の部分
264			「本人との関係」記載部分	全部
265	122	判定書	「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分	
266	123	判定書	生年月日の部分	生年月日のうち「生年」の部分	
267			生活歴	本文上から4行目の右から3および4字目以外の部分	
268	124		生活歴	7行目の左から16から17字目（6行目と7行目の間に書かれたものを含む。）、10行目の左から1～17字目および27～29字目ならびに11行目の1～4字目以外の部分	
269	125		知能検査並びにその解釈	全部	
270	126		総合所見	全部	
271	127				本文5行目の右から1および2字目以外の部分
272	128		生育歴 概略		本文2行目の左から8および9字目、7行目の左から1～10字目ならびに12および13字目、8行目の右から6～9字目、9行目の右から2～9字目、10行目の左から5～7字目、14行目の左から4～8字目、15行目の右から1および2字目、16行目の左から1字目、17行目の右から7～9字目、18行目の左から9～13字目ならびに22行目の右から10および11以外の部分
273	129				全部
274	131		滋賀県優生保護審査会委員名簿	「審査委員」欄	全部
275		「職名」欄		全部	
276	134	優生手術の実施について（昭和52年2月16日）	「案の1」	申請医師所属病院名	
277	135		「案の2」	申請医師所属病院名	
278	137	優生手術適否決定通知書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢	
279	138	優生手術適否決定書		審査委員氏名	

別表3

注 頁は、答申との対応関係を明らかにする便宜上、審議会の審議用に処分庁が審議会に提出した対象公文書写しの通し頁を示す。

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	本件処分において非公開とした部分のうち この裁決において公開する部分
1	4	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員」欄	審査委員氏名
2			「職名」欄	職名
4	7	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「承諾者欄」	続柄
8	8	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
13	9	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
18	10	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
23	11	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
25			「摘要」欄	1行目の左から5～9字目および11字目～15字目、2行目の左から1～4字目および7～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および7～14字目以外の部分
30	14	承諾書	「保護義務者」記載部分	本人との続柄
34	15	優生手術該当者調査書	「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
36			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
38			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
39			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
40			「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
41			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	続柄
49	18	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄
53	19	優生手術該当者調査書	「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
56			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
58			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
60			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
61			「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
62			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	本件処分において非公開とした部分のうち この裁決において公開する部分
69	21	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	続柄
70			「優生手術を受くべき者」欄のうち「病名」欄	病名
75	22	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄
79	23	優生手術該当者調査書調査書	「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
81			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
83			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
85			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
86			「遺伝関係」欄	家系図の線の部分 「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄のすべて
95	25	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	続柄
96			「優生手術を受くべき者」欄のうち「備考」欄	全部
97			「本人の血族中遺伝病にかかったもの」欄のうち「備考」欄	全部
99	26	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄
103	27	優生手術該当者調査書	「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
104			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	全部
106			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
108			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
110			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
111			「遺伝関係」欄のうち「系図」および「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
113	28		家系図	家系図の線の部分
114	31	優生手術の実施について（昭和44年3月5日）	昭和43年度優生保護審査会結果	全部
	32			全部
	41		「備考」欄	全部
117	42	優生手術適否決定書		審査委員氏名
118	43	優生手術適否決定書		審査委員氏名
119	53	優生手術の審査について（昭和46年2月10日）		9行目の右から7字目および8字目
121	56	優生手術適否決定書		2行目の左から15および16字目、12行目4および5字目ならびに審査委員氏名
122	58	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員氏名」欄	審査委員氏名
123			「職名」欄	職名

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	本件処分において非公開とした部分のうち この裁決において公開する部分
124			「住所」欄	名簿の項目名の行を除いて、5行目
126	59	対象者、同意者、申請医師等の一覧表	「同意者」欄のうち「続柄」欄	続柄
129			「保護（扶養）義務者」のうち「続柄」欄	続柄
136	60	優生手術審査対象者	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
152	64	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄
156	65	優生手術該当者調査書	「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
157			「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
159			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
161			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
162			「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
163			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
170	76	優生手術の施術について（昭和46年6月28日）		全部
172	80	優生手術中止届		3行目の3～6字目、11行目、12行目、医師氏名および印影以外の部分
173	82	優生手術の審査について（昭和47年2月17日）		8行目右から3および4字目、ならびに11行目左から9および10字目
174	83		「案」	9行目の右から3および4字目
176	84	優生手術審査対象者	「申請事由」欄	1行目の左から1字目から19字目ならびに23および24字目以外の部分
177			「申請医師」欄	左から8および9字目
179			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	家系図の線の部分と家系図の下に記載の10文字
182	85	優生手術審査対象者	「申請医師」欄	9、10字目
183			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「診断医師」欄	9、10字目
185			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち「遺伝関係」欄	家系図の線の部分
	87	優生手術該当者調査書	「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	全て
191			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
193			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
195			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家庭との関係」欄	全部
196			「遺伝関係」欄	家系図の線の部分

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	本件処分において非公開とした部分のうち この裁決において公開する部分
197			遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
206	89	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	右から2列目 全部
212	90	承諾書	「本人との続柄」記載部分	続柄
		優生手術該当者調査書	「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	全て
218	92		「家族の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
220			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
221			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	全部
222	93		「遺伝関係」	家系図の線の部分
223		遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との続柄」欄	続柄	
227	94	優生手術申請書	「申請者（医師）」欄のうち「氏名」欄	上から3および4字目
232		健康診断書	診断書の署名部分	「医師氏名」から3および4字目
	95	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「続柄」欄	全部
234			調査書の署名部分	「医師氏名」から3および4字目
235	96	承諾書	「本人との続柄」記載部分	続柄
236	97	優生手術適否決定書		審査委員氏名
237	98	優生手術適否決定書		審査委員氏名
239	102	優生手術の実施について（昭和47年3月14日）	「案2」	5行目の左から1および2行目
247	112	優生手術の審査について		2行目の右から9および10字目
248		滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員」欄	全部
249	114		「職名」欄	・職名 ・名簿の項目名の行を除いて、4行目、7行目の職名以外の記述部分
253	115	優生手術審査対象者	「調査概要」の部分のうち「家族構成」の部分	家系図の線の部分
256	118	優生手術適否決定書		本文1行目の左から17および18字目ならびに審査委員氏名
264	121	同意書	「本人との関係」記載部分	全部
274	131	滋賀県優生保護審査会委員名簿	「審査委員」欄	全部
275			「職名」欄	全部
279	138	優生手術適否決定書		審査委員氏名

※ 番号の欄が空白の項は、答申が「公開すべき部分」とした部分以外で、審査庁において公開すべき部分（非公開とする理由がない）と判断した箇所である。